

第6 産業廃棄物

1 概要

平成11年4月1日の保健所設置に伴い産業廃棄物処理関係事務が県から高松市に移譲され、産業廃棄物の処理業と処理施設の許可等のほか、排出事業者に対する排出削減の働きかけ、排出事業者と処理業者に対する適正処理の指導、不法投棄の防止を図るなど、産業廃棄物の適正処理を促進している。

2 高松市産業廃棄物審議会

産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争が生じ、市長があっせんの依頼を受け、生活環境の保全のため必要と認めるときのあっせんを行う場合および産業廃棄物処理施設の設置許可をする場合に専門的知識を有する者として調査審議するため、高松市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例第8条の規定に基づき平成11年5月1日に高松市産業廃棄物審議会を設置した。

平成14年11月11日に、市長から「設置許可申請のあった産業廃棄物処理施設の計画が周辺地域の生活環境保全上適正な配慮がなされているか」について諮問を受け、同年11月27日に、特に支障はない旨答申がされた。

3 産業廃棄物処理業の許可状況

(1) 市内の産業廃棄物収集運搬業

(平成20年3月31日現在)

収 集 運 搬 業 の 種 類	業 者 数
産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 業	766
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 業	87
合 計	853

(2) 市内の産業廃棄物処分業

(平成20年3月31日現在)

処 分 業 の 種 類	業 者 数
産 業 廃 棄 物 処 分 業	47
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 処 分 業	3
合 計	50

4 産業廃棄物処理施設の設置状況

(1) 市内の産業廃棄物処理施設

(平成20年3月31日現在)

施設の種類	許可等施設数	
中間処理施設	汚泥の脱水施設	15
	汚泥の焼却施設	1
	廃プラスチック類の焼却施設	3
	その他の産業廃棄物の焼却施設	4
	破砕施設	17
最終処分場	安定型最終処分場	1
	管理型最終処分場	1
合計	42	

1 1施設で、産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の処分業を有している業者や施設を設置していても処分業を有しない業者等があるため、また、香西北町地先で県環境保全公社が埋立処分を行っているが、当該施設は許可施設ではないため、処分業者数と処理施設数は合致しない。

2 最終処分場数は埋立処分中のもの。

5 産業廃棄物処理業・処理施設設置等許可申請手数料

(1) 産業廃棄物収集運搬業の許可

・新規許可	1件につき	81,000円
・更新許可	1件につき	73,000円
・事業の範囲の変更許可	1件につき	71,000円

(2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可

・新規許可	1件につき	81,000円
・更新許可	1件につき	74,000円
・事業の範囲の変更許可	1件につき	72,000円

(3) 産業廃棄物処分業の許可

・新規許可	1件につき	100,000円
・更新許可	1件につき	94,000円
・事業の範囲の変更許可	1件につき	92,000円

(4) 特別管理産業廃棄物処分業の許可

・新規許可	1件につき	100,000円
・更新許可	1件につき	95,000円
・事業の範囲の変更許可	1件につき	95,000円

(5) 産業廃棄物処理施設の設置の許可

・縦覧等を要するもの	1件につき	140,000円
・上記以外のもの	1件につき	120,000円

(6) 産業廃棄物処理施設の許可に係る事項の変更の許可

・縦覧等を要するもの	1件につき	130,000円
・上記以外のもの	1件につき	110,000円

(7) 産業廃棄物処理施設の承継

・譲受け、借受け許可	1件につき	68,000円
・法人の合併、分割認可	1件につき	68,000円